平成２９年（フ）第７３１号
埼玉県所沢市大字山口5163番地　エクセル椿峰201
債務者　関戸　利美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７号
埼玉県入間市東藤沢８丁目１番20号
債務者　仲山　　現
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４号
山口県周南市御姫町５番33号
債務者　河津　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第４３号
札幌市北区北29条西14丁目１番７―308号
債務者　髙岡　　治
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４号
札幌市手稲区前田６条14丁目２番８号
債務者　若林　武良
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５号
札幌市手稲区前田６条14丁目２番８号
債務者　若林　勇佑
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６号
札幌市手稲区前田６条14丁目２番８号
債務者　若林小矢佳
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１００号
札幌市白石区本通14丁目南７番３号　ピュアコート南郷202号、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番17―405号
債務者　熊谷　健一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１７号
札幌市南区川沿12条５丁目１番14号　１階左
債務者　大原あかり（旧姓渚）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２９号
札幌市豊平区平岸１条17丁目３番５号　エーデル豊平105号
債務者　魚住　真人
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３６号
札幌市西区西野６条８丁目10番10号　アベニュー・デ・ソルビエ103号
債務者　輪島　紘子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４８号
札幌市清田区美しが丘２条４丁目17番15号
債務者　金山　　好
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６１号
札幌市南区北ノ沢８丁目７番35―105号
債務者　有川　辰美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７８号
札幌市東区北25条東12丁目１番24―101号
債務者　川上　瑞樹
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８３号
札幌市東区北22条東16丁目２番15―104号
債務者　小野寺健史
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
北海道留萌市錦町１丁目７番39―201号
債務者　丹波惠美子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第２号
北海道留萌郡小平町字小平町375番地の133
債務者　丹波　　進
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第２３２号
釧路市南大通５丁目２番20号　ロイウッド南大通202、申立前の住所山口県山口市吉敷中東３丁目４番18号
債務者　川崎由美子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
釧路地方裁判所